



くらし

生活衛生

食品衛生の相談

千代田保健所生活衛生課
麹町地域食品衛生係 ☎5211-8168
神田地域食品衛生係 ☎5211-8169

飲食店等を始める際の許可手続きや調理師などの免許の申請を受け付け、食品衛生全般に関する相談に応じています。

千代田区食の安全自主点検店公表制度

千代田保健所生活衛生課
麹町地域食品衛生係 ☎5211-8168
神田地域食品衛生係 ☎5211-8169

店舗等からの申請を受け、保健所長が一定の衛生管理を行っていることを認めると、公表と認定書、認定マークの発行を行っています。飲食店等を選択するときの参考にしてください。



また、認定を希望する施設の方は、ご相談ください。

食品表示の相談

千代田保健所生活衛生課食品表示担当
☎5211-8207

食品表示法に基づく食品の表示のなかで衛生事項および保健事項に関する相談と健康増進法の虚偽誇大広告に関する相談に応じています。

相談ができるのは、表示について責任をもつ会社の本社所在地(個人の場合は住所地)が千代田区内にある食品関連事業者等です。

環境衛生の相談

千代田保健所生活衛生課環境衛生係
☎5211-8166

理容・美容、クリーニング、ホテル、興行場、浴場などの許可手続きや衛生指導、ビルの飲み水や室内空気の汚れなどの相談に応じています。

害虫やネズミの相談

千代田保健所生活衛生課環境衛生係
☎5211-8166

感染症の発生を防止するため、ネズミ、蚊・ハエについての相談に応じています。

住まいの環境調査

千代田保健所生活衛生課環境衛生係
☎5211-8166

ダニ・カビなどを原因とするアレルギーや、家の新築・リフォームなどによるシックハウス症候群でお困りの方はご相談ください。

犬を飼うとき

千代田保健所地域保健課動物愛護係
☎6256-8177

生後91日以上になったら必ず登録し(生涯1回)、毎年狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けてください(鑑札・注射済票の交付は、保健所・区役所総合窓口課・出張所で受け付けています)。

飼い主のいない猫の手術費の一部助成

千代田保健所地域保健課動物愛護係
☎6256-8177

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を希望される方に、手術費の一部を助成します。

猫の譲渡会

千代田保健所地域保健課動物愛護係
☎6256-8177

(一財)ちよだニャンとなる会と千代田区は、区内で保護された飼い主のいない猫のうち、家庭での暮らしに順応しやすい猫に家族を見つける「猫の譲渡会」を開催しています。実施日等は「広報千代田」でお知らせします。



千代田区生活環境条例

区は、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例(生活環境条例)」に基づき、区民や事業者の皆さんとともに安全で快適な都市の実現に取り組んでいます。

安全生活課安全生活係 ☎5211-4251



路上喫煙の禁止

区は、区内全域を路上禁煙地区に指定し、道路上での喫煙や吸い殻のポイ捨てを禁止しています。違反した場合は2,000円の過料が科されます。喫煙は所定の喫煙所をお願いします。



物品や看板などの放置の禁止

個人、法人を問わず、権限なく道路などの公共の場所(★)に物品や看板などを放置(管理しうる状態も放置とみなす)することはできません。

★区内の道路、公園、広場、河川・水面・水路、土手・擁壁などをいいます。

環境美化・浄化活動の実施

区内の環境美化・浄化推進モデル地区(★)では、環境美化・浄化推進団体(10団体)を中心に、月に1・2回程度、路上喫煙者への注意、放置自転車への警告、清掃などの環境美化・浄化活動を実施しています。参加を希望する方は、問合せ先へご連絡ください。

★特に環境の美化および浄化を図る必要があると認められる地区として指定されている地区です。

みんなでまちをきれいに！区内一斉清掃

区は、毎年6月6日、11月6日(ただし、当日が土曜・日曜日に当たる場合は、直後の月曜日)を「千代田区一斉清掃の日」と定め、区、区民、事業者等が一斉に街頭の清掃活動を行っています。概要は、区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。



屋内喫煙所設置助成

区は、ビルの空き店舗等を活用した誰もが無料で使える屋内喫煙所を、設置したり維持管理したりする費用を助成しています。概要は、区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。設置をご検討の際は、問合せ先へご連絡ください。



くらし

自転車駐車場

定期利用（年間登録制）

環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

年間登録制の自転車駐車場です。申請方法は、区のホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。



名称	所在地	利用期間	種別	収容台数	形態
秋葉原駅東口第1自転車駐車場	神田平河町4番地先	5月～翌年4月	自転車	183	ラック式
飯田橋駅東口第1自転車駐車場	飯田橋三丁目12番先	5月～翌年4月	自転車	80	平置
飯田橋駅東口第2自転車駐車場	飯田橋三丁目11番30号先	5月～翌年4月	自転車	100	平置
			原付	10	平置
秋葉原駅東口第2自転車駐車場	神田和泉町1番地先	5月～翌年4月	自転車	130	ラック式
			原付	30	平置
水道橋駅自転車駐車場	神田三崎町二丁目20番先	5月～翌年4月	自転車	65	ラック式
			原付	10	平置
神田駅第1自転車駐車場	鍛冶町二丁目13番先	10月～翌年9月	自転車	114	ラック式
			原付	13	平置
神田駅第2自転車駐車場	鍛冶町二丁目11番先	10月～翌年9月	自転車	100	平置
			原付	10	平置
市ヶ谷駅自転車駐車場	九段北四丁目4番先	10月～翌年9月	自転車	85	ラック式 (一部平置)
			原付	10	平置
飯田橋駅第3自転車駐車場	飯田橋四丁目10番先	2月～翌年1月	自転車	90	平置
			原付	10	平置
岩本町駅臨時自転車駐車場	神田岩本町15番地	2月～翌年1月	自転車	38	ラック式
御茶ノ水駅自転車駐車場	神田駿河台四丁目3番地先	4月～翌年3月	自転車	80	平置
			原付	10	平置
四ッ谷駅自転車駐車場	六番町14番地先	5月～翌年4月	自転車	160	平置 (一部ラック式)
			原付	20	平置
九段下駅第1自転車駐車場	九段北一丁目2番先と3番先	7月～翌年6月	自転車	35	平置
			原付	5	平置
九段下駅第2自転車駐車場	神田神保町三丁目7番地先	7月～翌年6月	自転車	60	ラック式
			原付	10	平置
有楽町駅第一高架下自転車駐車場	有楽町二丁目1番地先	5月～翌年4月	自転車	50	平置 (一部ラック式)
大手町江戸通り自転車駐車場	大手町二丁目5番先	5月～翌年4月	自転車	86	ラック式

■登録手数料【利用期間（1年間）につき】 ※月ごとの利用料はありません。

利用区分	区民	区外居住者	摘要
自転車	3,000円	6,000円	・1年間の定期利用(各期間内) ※自転車のみ区外居住者の高校生以下は2分の1減額
原付(50cc以下)	3,500円	7,000円	



く
し
く

一時利用（コインパーキング式）

環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎5211-4345

名 称	所 在 地	種 別	収容台数	形 態
秋葉原駅東側駅前広場自転車駐車場	神田花岡町1番地先	自転車	126	機械式
秋葉原駅西側高架下自転車駐車場	神田相生町1番地先	自転車	69	機械式
秋葉原駅中央口高架下自転車駐車場	神田花岡町1番地先	自転車	120	機械式
水道橋駅東口自転車駐車場	神田三崎町二丁目20番先	自転車	62	機械式
鍛冶橋高架下自転車駐車場	丸の内一丁目10番先と丸の内三丁目7番先	自転車	134	機械式
大手町自転車駐車場（第1・第2・第3）	大手町二丁目2番先と5番先	自転車	244	機械式
		原付	5	
和泉橋出張所横自転車駐車場	神田佐久間町一丁目11番地先	自転車	23	機械式
		原付	2	
秋葉原公園自転車駐車場	神田佐久間町一丁目18番地	自転車	44	機械式
秋葉原駅東口第1自転車駐車場	神田平河町4番地先	自転車	30	機械式
神保町交差点自転車駐車場	神田神保町二丁目3番地10	自転車	64	機械式
大手町高架下自転車駐車場	大手町二丁目5番25号先	自転車	70	機械式
		原付	21	
常盤橋自転車駐車場	大手町二丁目7番4号先	自転車	51	機械式
		原付	25	
秋葉原駅西側歩道橋下自転車駐車場	外神田四丁目14番1号先	自転車	35	機械式
鍛冶橋南高架下自転車駐車場	丸の内三丁目6番5号先	自転車	52	機械式
神田駅東自転車駐車場	鍛冶町二丁目7番	自転車	11	機械式

利用料金

利用区分	2時間以内	2時間を超え10時間以内	10時間を超え5時間ごと	摘 要
自転車	無料	100円	100円	・2日以降は前日から継続加算 ・継続利用は72時間まで
原付(50cc以下)	無料	200円	200円	



千代田区コミュニティサイクル

問合せ **コミュニティサイクル運営事務局** ☎0120-116-819

専用ホームページ [URL http://docomo-cycle.jp/chiyoda](http://docomo-cycle.jp/chiyoda)

千代田区コミュニティサイクルとは

区内に複数のサイクルポート(自転車の貸出・返却拠点)を設置し、どのポートからでも自転車を借りられ、どのポートへも返却できる、ネットワーク型の自転車シェアリングシステムを言います。

回遊性の高まりによるまちの魅力の向上、放置自転車対策、CO₂排出削減による環境意識の向上等々

まざまな効果が期待されており、千代田区全域を対象にコミュニティサイクル事業を実施しています。さらに他区との乗り入れも実施しており、令和元年6月時点で中央区・港区・新宿区・文京区・江東区・品川区・目黒区・大田区・渋谷区のサイクルポートもご利用いただけます。

■料金プラン(税別)

プラン名	一回会員 ※事前に会員登録が必要です	月額会員 ※事前に会員登録が必要です	一日パス	
利用可能時間	24時間	24時間	購入当日の23時59分まで	
基本料金	基本料0円/月 最初の30分:150円/回 ※利用ごとに30分150円	基本料2,000円/月 最初の30分:0円/回 ※月に何度利用しても30分以内無料	有人窓口購入 1,500円/1日分 + 専用ICカード発行料 500円	無人販売機 1,500円/1日分
延長料金	1回の利用が30分を超過した場合 100円/30分	1回の利用が30分を超過した場合 100円/30分	当日返却の場合 超過料金は発生しません。	当日返却の場合 超過料金は発生しません。
お支払方法	クレジットカード/ ドコモケータイ払い	クレジットカード/ ドコモケータイ払い	現金※1	交通系ICカード決済※2

※1 一日パスでの有人受付でのご利用時は専用ICカードの発行が必要となります。有人窓口にてご購入いただけます。

※2 チャージ不足の場合は購入できません。

■利用の流れ



会員登録方法、サイクルポートマップ、利用料金などの詳細は、専用ホームページをご覧ください。運営事務局へお問い合わせください。



くらし

ライフライン

電気のこと

東京電力エナジーパートナー(株)
電気料金、引っ越しなど ☎0120-995-005
その他の電気に関する用件 ☎0120-995-006
東京電力パワーグリッド(株)
停電など設備に関する問合せ ☎0120-995-007

ガスのこと

東京ガス(株)お客さまセンター ☎0570-002211
(上の番号が利用できない場合は ☎3344-9100)
ガス漏れ通報専用電話 ☎0570-002299
(上の番号が利用できない場合は ☎6735-8899)

電話のこと

東日本電信電話(株)
申込み、問合せなど ☎116
(携帯電話からは ☎0120-116-000)

水道のこと

(都)水道局お客様センター (23区)
引っ越し、契約の変更 ☎5326-1100
料金、漏水修繕、その他用件 ☎5326-1101

下水道のこと

(都)下水道局中部下水道事務所
詰まりや臭気 千代田出張所 ☎3270-7325
排水設備計画届出 排水設備担当 ☎3270-8320

道 路

道路の陥没や排水、街路樹や街路灯に関する通報・相談

区道のと き
道路公園課みちとみどりの相談担当
☎5211-4241
都道のと き
東京都「道の相談室」 ☎3340-1350
(都)第一建設事務所庶務課 ☎3542-0682
国道のと き
国土交通省(関東地方整備局)「道の相談室」
☎048-600-4970
国土交通省東京国道事務所 ☎3512-9090

には、道路管理者と所轄の警察署長の許可が必要です。

区道のと き
環境まちづくり総務課占用係 ☎5211-4235
都道のと き
(都)第一建設事務所管理課占用係 ☎3542-1474
国道のと き
国土交通省東京国道事務所 ☎3512-9090
品川出張所(国道1号) ☎3799-6315
代々木出張所(国道20・246号) ☎3374-9451
亀有出張所(国道4・6・14号) ☎3600-5541
万世橋出張所(国道17号) ☎3253-8361

なお、電柱や街路樹に看板を立てたり、ポスター類を貼ることは法律で禁止されています。

動物の死体処理

道路上で動物死体を発見した場合
月曜日～土曜日 午前7時40分～午後4時
千代田清掃事務所 ☎3251-0566
午後4時～翌朝7時40分及び日曜日・年末年始
千代田区役所 ☎3264-2111

集会やデモをするとき

警察署・消防署
72時間前までに、開催地所轄の警察署に届け出(申請書3通)をし、公安委員会の許可を受けることが必要です。また、内容によっては、消防署に届け出が必要な場合があります。

道路を使用するとき

公道に突出した看板、日よけ等を取り付けるとき



くらし

生活資金

一時的な資金の調達に

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

応急資金(福祉資金)

区内在住者が、葬儀、出産、就学、災害、入院などの理由で、一時的に資金が必要になったときにお貸しします(生活費は除く)。無利子で保証人は不要です。

なお、区内居住期間や収入等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

生活福祉資金の貸し付け

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

①生活福祉資金

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、教育支援資金・療養費・介護費などの貸し付けを行います。

※資金種類により貸付対象世帯が異なります。

②緊急小口資金

低所得世帯を対象に、医療費の支払いなどで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方へ小口資金の貸付を行います。

※生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が要件となります。

③不動産担保型生活資金

将来にわたり住み慣れた我が家での生活を希望する高齢者世帯に対して、現在住んでいる家と土地を担保にして、その土地の評価額の7割相当を限度額として生活資金の貸し付けを行います。

※集合住宅は対象となりません。

④総合支援資金

失業等により生活の維持が困難となった世帯に対し、生活再建までの継続的な相談支援と生活費や住宅入居費等の貸し付けを行います。

ご相談の内容により、ご希望に沿えない場合があります。

また、収入等の要件がありますので、まずはお電話でご相談ください。

その他の奨学資金の貸し付け

東京都育英資金(高校・高等専門学校・専修学校)

東京都私学財団育英資金担当 ☎5206-7929

日本学生支援機構奨学金(大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校)

日本学生支援機構

☎0570-666-301または☎6743-6100

日本政策金融公庫教育ローン(高校・短大・大学・大学院・専修学校・各種学校等)

日本政策金融公庫

☎0570-008656または☎5321-8656

交通遺児育英会奨学金

交通遺児育英会

☎0120-521286または☎3556-0773

あしなが育英会奨学金

あしなが育英会

☎0120-77-8565または☎3221-0888

母子福祉資金・父子福祉資金

39ページをご覧ください。

受験生チャレンジ支援

生活支援課生活支援係 ☎5211-4126

①東京都貸付事業

中学3年生・高校3年生等(20歳になる年度まで)の子どもを養育している方に、高等学校(特別支援学校高等部・高等専門学校を含む)および大学等(短期大学・専修学校・各種専門学校を含む)の受験料と、これらの入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受験費用を貸し付けます(所得制限があります)。

②区独自助成事業

東京都の貸付事業を利用して、大学等の受験料負担が8万円を超えた方に受験料の一部を助成します。知多和育英会奨学金

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

中小企業の方に

商工融資あっせん

111ページをご覧ください。



マイホームを新築・購入・リフォームする方に

住宅金融融資 109ページをご覧ください。

賃貸住宅建設時の融資

住宅金融支援機構の融資等

109ページをご覧ください。

マンション共用部分の修繕工事をする方に

マンション共用部分リフォームローン
融資相談(分譲)

住宅金融支援機構本店まちづくり業務グループ

☎5800-9366

(都)都市整備局住宅政策推進部マンション課

☎5320-5004

葬 祭

区民葬儀

コミュニティ総務課管理係 ☎5211-4181

区民葬儀は、葬儀にかかる費用の負担を軽減するため、全東京葬祭業連合会加盟の区民葬儀取扱業者が、比較的簡素で標準的な形式の葬儀を提供している制度です。祭壇の設置や火葬などを23区統一した料金で行うことができます。区民葬儀の対象となるのは、祭壇・霊柩車運送料金・遺骨収納容器(骨

つぼ)代・火葬の4点です。葬儀には、この4点以外にも費用が必要です。料金等詳しくは、下表の区民葬儀取扱指定店にお問い合わせください。

役所へ死亡届を提出する際に、窓口申し出ると、区民葬儀券を交付しますので、区民葬儀取扱指定店に直接お申し込みください。

※千代田万世会館に関しては、161ページをご覧ください。

料金表 令和元年9月1日現在

①祭壇料金(御寝棺含む)(別途消費税がかかります)※御寝棺のみのご利用もできます。

区分	料金	区分(長尺棺)	料金
A1券(金らん5段飾)桐張棺	283,800円	A1券(金らん5段飾)桐張棺	295,800円
A2券(金らん4段飾)桐張棺	236,000円	A2券(金らん4段飾)桐張棺	248,000円
B券(白布3段飾)プリント棺	124,000円	B券(白布3段飾)桐張棺	156,000円
C券(白布2段飾)プリント棺	91,000円	C券(白布2段飾)桐張棺	123,000円

②霊柩車運送料金(別途消費税がかかります)

区分	料金		
	10kmまで	20kmまで	30kmまで
宮型指定者	30,250円	35,750円	41,250円
普通霊柩車	14,160円	17,760円	21,360円

③遺骨収納容器代(別途消費税がかかります)

区分	種類	料金
大人用	2号一式	10,900円
	3号一式	9,800円
小人用	6号一式	2,300円

④火葬料金(非課税)

大人	53,100円
小人(満6歳以下)	29,000円

区民葬儀取扱指定店(区内)

事業所名	住所	連絡先
(有)石川生造花店	神田須田町2-8-3	☎ 3251-6677 FAX 3251-1497
(有)黒澤商店	外神田3-7-7	☎ 3251-5381 FAX 3251-5477
博善(株)	神田錦町1-13	☎ 5283-8700 FAX 5283-8701
(有)よしだ	神田司町2-6	☎ 3256-8701 FAX 3256-0068

※上記以外にも、都内に多くの取扱指定店があります。

区外区民葬儀取扱指定店問合せ先

東京都葬祭業協同組合 ☎3941-4291



ボランティア

国際交流・協力ボランティアバンク

国際平和・男女平等人権課国際平和担当 ☎5211-4165

外国の方の生活や区民の皆さんの国際交流・協力活動をサポートするボランティアの利用・登録を受け付けています。ボランティアとして活動したい方、ボランティアを探している方、いつでも気軽にお問い合わせください。

福祉に関する相談や活動の支援

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

地域における福祉活動の相談に応じるほか、社会福祉についての理解促進や福祉サービスに関する情報提供、福祉専門法律相談などを行っています。また、社協の福祉情報を満載した社協だより「ちよだ社協」を年4回発行しています。

ご近所福祉活動(町会福祉部の活動)への支援

千代田区社会福祉協議会 ☎3265-1901

町会を単位とした地域でのひとり暮らし高齢者等の見守りや交流の活動に、情報交換会や活動助成金の交付等を実施しています。

ボランティア・市民活動の相談・支援

ちよだボランティアセンター ☎6265-6522

[FAX] 3265-1902

[URL] <http://www.chiyoda-vc.com>

区に住み・働き・学ぶ方のボランティア活動やNPO活動など、さまざまな市民活動の相談やサポートを行っています。また、隔月のボランティア情報紙の発行や、毎週火曜日のメールマガジンの配信のほか、ホームページでの情報提供もしています。

地域福祉活動提案事業助成金

ちよだボランティアセンター ☎6265-6522

[FAX] 3265-1902

高齢者・子ども・障がいのある方に関わり、千代田区の地域福祉に貢献するボランティア・市民活動団体に対して事業経費の一部を助成します(上限10万円/年度始めの審査会で決定)。

安全

安全・安心メールの配信

災害対策・危機管理課 ☎5211-4187

子ども総務課 ☎5211-4274

区は地震や気象情報・防災行政無線の放送内容・災害や国民保護に関する情報・不審者等の子どもの安全に関する情報等を、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコン等に電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。

詳しい気象情報・地震情報や過去の配信履歴を、パソコンの画面上でも確認できるシステムとなっています。

登録方法等、詳しくはホームページをご覧ください。

防犯設備(防犯カメラ等)の整備等に対する補助金

安全生活課安全生活係 ☎5211-4252

区は、町会、PTA、商店街等の地域団体の主体的な防犯活動を支援するため、地域団体が防犯対策の一環として設置する防犯設備(防犯カメラ等)の費用の一部を補助します(一度費用を全額負担していた必要があります)。

補助内容や条件など詳しくは、区のホームページをご覧ください。



く
す
く

防 災

千代田区の防災対策

災害対策・危機管理課 ☎5211-4187

千代田区は全域が「地区内残留地区」

「地区内残留地区」とは、東京都の調査により建物の不燃化が進み、大規模な延焼火災の危険性が少ないと認められた地域です。

地震発生の際、避難を急がず、自宅等に留まり、被災状況を把握してください。

避難所の開設

ライフラインの停止、家屋の倒壊・焼失等による区内在住の被災者を保護するため、区立小・中学校などの公共施設を「避難所」として指定しています。被災時、必要に応じて開設します。

地域配備消火器

火災発生時の初期消火に役立てていただくため、区内全域に消火器を配備しています。

地域防災組織に対する資器材購入費用助成

町会を中心に組織している「地域防災組織」に対する助成制度があります。組織で防災用品等を購入するときは、ご相談ください。

自主防災訓練

町会や事業所で防災訓練を実施するときは、災害対策・危機管理課へご連絡ください。訓練に関する相談等を行っています。

防災行政無線

区民等へ災害情報を伝える屋外スピーカーを区内各所に設置しており、毎日午後5時に定時放送を行うほか、緊急の気象情報も放送します。

放送内容が聞き取れなかったときは防災無線ダイヤル(☎3237-9222)で確認することができます。

防災士資格取得費用助成

区内在住で避難所運営協議会、町会、マンション管理組合などの自主防災組織に所属し、地域の防災活動に携わっている方を対象に、資格取得費用を一部助成します。なお、この制度により資格を取得し

た方は、区の防災に関するイベントや防災訓練などの地域防災活動に積極的に参加していただきます。詳しくは、ご相談ください。

備蓄物資購入費用助成(企業・事業所)

区内の企業・事業所に、従業員や顧客のために備蓄する物資の購入費用を一部助成します。詳しくはご相談ください。

地震体験車の運行

地震の揺れを体験し、身の安全を守るためには何をすべきかを学ぶため、区内の事業所・学校・町会・マンション等の団体に、地震体験乗車を実施しています。

り災証明(火災)

丸の内消防署 ☎3215-0119

麹町消防署 ☎3264-0119

神田消防署 ☎3257-0119

火災による被害を受けた事実と損害程度の証明は、管轄の消防署にご相談ください。

マンションに対する防災対策支援

(公財)まちみらい千代田住宅まちづくりグループ

☎3233-3223

災害用資器材等購入費用助成

マンションの管理組合等で確保するべき、窓・ドアの破壊器具(バール・ハンマー等)、階段避難器具、発電機、テント、ヘルメット、浸水対策用品(止水板、土のう、水のう)等の資器材等購入費用を一部助成します。

AED設置

区内のAED設置台数を増やし地域防災力の向上を図るため、マンションのオープンスペース等を活用し、AEDを無償で設置します。

エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付

震災発生時等のエレベーター閉じ込め事故対策として、救助されるまでの間、不安やパニックにならないように、飲料水や携帯トイレなどを備えたキャ

← 6・7ページでも防災対策を紹介しています。



くらし

ビネットを配付します。

マンションの防災計画等の策定支援

地震等の災害発生時に、地域と連携しながら災害

に対応するための「マンション防災計画」作成の際、マンション防災アドバイザーを無料で10回まで派遣します。

環境への配慮と啓発

環境政策課 ☎5211-4253

千代田エコシステム (CES)

千代田エコシステム(以下「CES」という)とは、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001をもとに、千代田区が独自に構築した環境配慮行動を促進するための仕組みです。

「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策の推進を目的として構築しました。

区は、平成21年4月からCESを導入し、取り組んでいます。

区だけでなく、区民や事業者など多くの人々にも参加していただき、「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を自ら作っていくことを目指しています。

CESの詳細は、千代田エコシステム推進協議会にお問い合わせください。

問合せ

(一社)千代田エコシステム推進協議会事務局

☎5211-5085

URL <https://chiyoda-ces.jp>



ちよだ環境カレンダー

ちよだ環境カレンダーは、家庭などで簡単に取り組める暮らしのエコ情報を掲載しているほか、毎月の電気・ガス・水道の使用量等がチェックできる環境家計簿として利用できます。また、次世代を担う子どもたちが環境について考えるきっかけとなるよう、区立小・中学校の児童・生徒が作成した環境や節電に関するポスター、標語も掲載しています。

さらに、巻末にある環境家計簿に、電気・ガス・水道の使用量を記入して提出すると、エコグッズを差し上げます。



公害対策

公害の苦情・相談は

環境政策課公害指導係 ☎5211-4254

騒音・振動・悪臭・大気汚染など、公害で困ったときや相談があるときはご連絡ください。

光化学スモッグ

環境政策課公害指導係 ☎5211-4254

光化学スモッグが発生し、「注意報」が発令されると、区の施設に黄色の表示板が提示されます。屋外での運動はなるべく避けてください。

もし、目がチカチカする、のどが痛い、胸が苦しいなど光化学スモッグによる被害を受けたときは、千代田保健所健康推進課(☎5211-8175)へ連絡してください。

ごみ・リサイクル

千代田区資源とごみの分け方・出し方

資源とごみの分け方・出し方をまとめた一冊です。

配布場所

- ・総合窓口課(区役所2階) ・各出張所
- ・千代田清掃事務所(外神田1-1-6) ・飯田橋車庫(飯田橋3-13-2)

※区のホームページでもご覧いただけます。



ごみ収集・資源回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

区分	資源	資源・ごみの種類	出し方
資源	古紙等 (週1回) (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞(折込等のチラシを含む) ・雑誌(本・ノート・包装紙など) ・段ボール・紙パック(500ml以上の飯材用) ・その他の紙類(シュレッダー紙・紙箱・窓付き封筒など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌はA4サイズ(新聞の4つ折り)で、高さは30cmまでにしてください。 ・段ボールで箱状のものは、開いて折りたたんでください。 ・紙パックは中をすすぎ、切り開いて洗い、乾かしてください。 ・その他の紙類は透明か半透明のごみ袋に入れてください(家庭から出す場合は、紙袋でも可能です)。 ・その他の紙類以外はストックヤードでも回収します。
	びん・缶 (週1回) (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料用のびん・缶 ※割れているびん、コップ、ひどく汚れているもの、化粧品のびん、一斗缶などは、燃やさないごみとして出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽くすすぎ、びんは黄色、缶は青色のコンテナに入れてください。 ・ストックヤードでも回収します。
	ペットボトル (週1回) (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用、酒・調味料のペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップとラベルを外し、洗って、つぶしてペットボトル専用の網袋に入れてください。はずしたキャップとラベルはプラスチックとして出してください。 ・ストックヤードでも回収します。
	古布 (ストックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布・タオルケット・繊維衣料等 ※クッションとふとんは粗大ごみで申し込んでください。 ※革製品は対象外です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯して、ひもでしばってストックヤードへ。
	食用油 (ストックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ※家庭から排出される食用油(植物性油・動物性油) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルなど中身の見えるふた付き容器に入れてストックヤードへ。
プラスチック (週1回) (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラマークの付いたプラスチック製容器包装 ・プラスチック製品(例) バケツ・ハンガーなど ・食品用発泡スチロールトレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを落とし、よく水を切ってください。汚れが落ちないときは、燃やすごみに出してください。 ・透明か半透明のごみ袋に入れて出してください。 	

区分	資源	資源・ごみの種類	出し方
燃やすごみ (週2回 集積所)	・生ごみ(水切りをする)、紙くず、繊維くず、紙おむつ(汚物を取りのぞく)、生理用品、たばこの吸い殻、皮革製品、汚れの取りづらいプラスチックなど		【燃やすごみ・燃やさないごみ共通】 ・ふたつきの容器か、透明か半透明のごみ袋で出してください。
燃やさないごみ (月2回 集積所)	・金属類、ガラス、陶磁器、アルミホイル、小型家電など		【燃やさないごみ】 ・ガラス・針・刃物などは紙に包んで別袋に「キケン」と表示してください。
蛍光管等 (月2回 集積所)	・蛍光管、電池、水銀体温計、カセットボンベ、スプレー缶、ライター		・透明か半透明のごみ袋に、「キケン」と書いて出してください。 ・スプレー缶はなるべく使い切って、出してください(穴は開けないでください)。 ・乾電池・蛍光管は、ストックヤードでも回収します。
粗大ごみ (申込制)	<p>・家具・電気製品(家電リサイクル対象機器・パソコンを除く)・ふとんなどの大きなごみ ※大きさは一辺がおおむね30cm以上で、長さは180cm以下のもの</p> <p>☆粗大ごみは事前に粗大ごみ受付センターへお申込みください。 ☎5296-7000(月～土曜日午前8時～午後7時) URL http://sodai.tokyokankyo.or.jp (24時間受付)</p> <p>※電話・インターネット申込みともに、年末年始は休みです。 ※千代田区発行の有料粗大ごみ処理券(区内のコンビニエンスストア等で販売)を貼ってください。</p>		

※資源・ごみを集積所に出すときは定められた収集曜日・集積所に、収集日当日の決められた時間までに出してください。祝日も収集しています。

区分	出し方
家電リサイクル対象機器	<p>家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務づけられていますので、エアコン・テレビ(液晶・プラズマを含む)・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機は、粗大ごみとして出すことはできません。処分する場合はその製品を買った販売店もしくは新しく買い換える販売店に引き取りを依頼してください(収集・運搬料金とリサイクル料金がかかります)。</p> <p>販売店に引き取り依頼できない場合は次の申込先にお申込みください。 申込先:家電リサイクル受付センター ☎5296-7200(月～土曜日 午前8時～午後5時)</p>
パソコン	<p>資源有効利用促進法に基づき、リサイクルが義務づけられていますので、区では収集していません。各メーカーにお問い合わせください。メーカーの不明なパソコンは、パソコン3R推進協会(☎5282-7685(月～金曜日午前9時～12時、午後1時～5時) URL http://www.pc3r.jp/uketsuke.html)へお問い合わせください。</p>
事業系の資源・ごみ	<p>事務所やお店などの事業所から出る資源・ごみ(粗大ごみを含む)は、自己の責任において適正に処理することが法律・区の条例で定められています。業者に委託するときは、許可を受けた廃棄物処理業者と契約してください。テナントの方は、ビル全体で処理業者と契約している場合がありますので、ビル管理者に確認してください。</p>
動物の死体処理	<p>道路上の動物死体については清掃事務所で引き取っています。 飼い犬、飼い猫や私有地等の動物死体の引取りについては1頭(25kg未満)につき2,600円の手数料がかかります。</p>



くらし

千代田区ごみ分別アプリ「分けちよ!」

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

資源とごみの分け方・出し方を簡単に検索できるスマートフォン用アプリです。右の二次元コードからダウンロードしていただき、ご家庭でごみを分別する際などにご活用ください。

*アプリ自体は無料ですが、ダウンロード時などに発生する通信料は利用者の負担となります。



Android端末をお持ちの方



iPhoneまたはiPadをお持ちの方

ふれあい収集

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみや資源を集積所まで出すことが困難な65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯などのお宅まで、職員が訪問して収集を行います。

※粗大ごみの運び出しも行っていますのでご相談ください(運び出しのみ無料/処分費は別途かかります)。

ストックヤード等での拠点回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

家庭から出る古紙・びん・缶・古布・紙パック・ペットボトル・食用油・乾電池(マンガン・アルカリなどの使いきり電池)・蛍光管・インクカートリッジをストックヤードなどの拠点で回収しています。
※事業者の方は、ストックヤードには出せません。

有価物集団回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

区に登録をした町会やマンションなどの自主団体が、古紙(新聞・雑誌・段ボール)や古布の回収を定期的に行った場合、回収実績に応じ年2回、区から報奨金が支払われます。また、紙ひもや作業用手袋なども支給します。

生ごみ処理機購入費の助成

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ごみの減量とリサイクル促進のために、家庭用生ごみ処理機購入費の助成を行っています。

助成金額

購入金額(税込)の3分の2(上限30,000円)

使用済小型家電回収

千代田清掃事務所 ☎3251-0566

ご家庭で使わなくなった小型家電を、18か所の区施設で回収しています。

対象品 各施設に設置された回収ボックス投入口(30cm×15cm以下)に入る大きさの物

※代表的な品目としては、携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機器・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・カーナビ・電子辞書・卓上計算機・ACアダプター等があります。

※個人情報必ず消去してください。

リサイクルセンター鎌倉橋

☎3253-1970

資源の有効利用とリサイクル活動の促進を図るため、リサイクルショップ、再生家具展示販売や再生自転車販売等を行っています。

開館日 毎月1～25日(月曜と年末年始は休み)

開館時間 午前10時～午後6時

